

電子縦覧対象業務委託

現場調査あり

令和 8 年度

業務番号 繰総河委 第 1－12 号

平川総合流域防災(加藤川国土強靱化)設計業務委託

特記仕様書

1. 設計図書に対して質問がある場合は 青森県中南県土整備事務所 河川砂防施設課(河川) あてに質問書を 入札執行日5日前の12時00分までに提出して下さい。
2. 回答書は 入札執行日3日前の12時00分までにFAXで回答します。
(上記1. 及び2. の日数には、土日及び祝祭日は含みません。)
3. 回答は、質問書を提出した会社を含め全社に通知します。
4. 質問書提出以外の問い合わせには回答いたしません。
【電話による質問や来所での質問等は、ご遠慮願います。】

弘前市 大字 清野袋外 地内

青森県中南県土整備事務所

第 1 章 総 則

第 1 条 共通仕様書等の適用

本業務の施行にあたっては、青森県県土整備部制定「設計業務等共通仕様書」によるほか、特記仕様書に基づき実施しなければならない。

共通仕様書と特記仕様書が一致しない条項は、特記仕様書が優先する。

第 2 条 委託業務日数又は履行期限

1. 業務日数 日

2. 履行期限 令和 9 年 3 月 2 5 日

第 3 条 照 査 技 術 者

本業務については照査技術者を配置すること。

第 4 条 打ち合わせ等

設計業務着手時、設計業務の主要な区切り及び設計業務完了時において行う打ち合わせは、3 回とする。設計業務の主要な区切りは、調査員と協議すること とする。

なお、業務着手時及び業務完了時の打ち合わせには、管理技術者及び照査技術者が立ち合うものとする。

第 5 条 業 務 計 画

本業務における業務計画書は、第 1 回打ち合わせ後、速やかに提出するものとする。

第 6 条 資 料 の 貸 与

貸与する図書及びその他の関係書類は下記のとおりとする。

令和 7 年度 繰総河委 第 1-12 号 平川総合流域防災（加藤川加速化対策）設計業務委託 報告書

第 7 条 履 行 報 告

受注者は、契約書第 1 5 条の規定に基づき、履行状況を別に定める様式に基づき作成し、調査職員に提出するものとする。

第 8 条 「参考資料」

特記仕様書の外に提示する「参考資料」は、指名参加業者の迅速な見積もりに対しての一資料であり、委託契約上は拘束力を生じさせるものではないことに留意して下さい。

第 2 章 業 務 内 容

第1条 設 計 条 件

設計条件は、下記のとおりとする。

工 種 作 業 条 件

(別紙) 業務内容 を参照すること。

第2条 B I M / C I M の活用について

本業務は、「青森県県土整備部所管土木事業における B I M / C I M 活用実施要領」に基づき、受注者の希望により 3 次元モデルを活用できるものとする。

3 次元モデルの活用を希望する場合は、業務受注後、調査職員と目的、活用内容、仕様及び費用等について協議すること。

費用は、発注者が必要と認めるものに限り設計変更の対象とする。

第3条 そ の 他

- － 1) 完成検査の予定については、実施予定の前月 1 5 日までに予定日を調査職員に報告のこと。
- － 2) 色彩等の景観の検討については、青森県景観条例に基づき、「青森県公共事業景観形成基準」及び「青森県景観色彩ガイドプラン」を遵守しなければならない。
- － 3) 防犯に配慮した環境の検討については、「防犯に配慮した設計ガイドライン」を遵守しなければならない。
- － 4) 「青森県リサイクル製品の認定及び使用の推進に関する条例」(青森県リサイクル製品認定制度) 第 9 条第 1 項の規定により制定された、「青森県認定リサイクル製品優先使用指針」を遵守しなければならない。

- － 5) 受注者は、受注者及び下請負者等に対して暴力団員等による不当介入があった場合は、発注者及び警察へ報告・通報しなければならない。また、警察の捜査上必要な協力を行うものとする。
- － 6) 本業務は、ウィークリースタンス等の実施対象業務である。実施にあたっては、「県土整備部発注設計業務等におけるウィークリースタンス等の実施について」に基づき、受発注者相互に協力し取り組むものとする。

＜整備企画課 HP＞<https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kendo/seibikikaku/hatarakikata.html>

- － 7) 本業務では、情報共有システムを利用することを原則とする。

なお、システムの利用に適さない場合は、調査職員との協議によりシステム利用の対象外とすることができる。

情報共有システム利用基準 ＜整備企画課HP＞

<https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kendo/seibikikaku/hatarakikata.html>

第 3 章 成 果 品

第 1 条 成果品の提出

成果品は共通仕様書で定める他、次のものを提出すること。

1. 報告書

(1) 電子媒体 (CD-ROM) ____1__部

(2) 紙媒体 (簡易なファイルにとじたもの、図面含む) ____1__部

2. その他

(1) 現地調査写真集 _____部(報告書電子媒体に含む)

.....
.....
.....
.....
.....

設計業務等に関する提出書類一覧表

(1) 契約書に基づいて必ず提出する書類

提出先	名 称	提出期日	部数	条 項
建設管理課	業 務 工 程 表	契 約 後 14 日 以 内	1	3 条
建設管理課	管 理 技 術 者 通 知 書	契 約 後 遅 滞 な く	1	10 条
調査職員	業 務 履 行 報 告 書	毎月 1 回、調査職員の指定日	1	15 条
調査職員	完 成 届	業 務 を 完 了 し た と き	1	32 条
調査職員	業 務 成 果 引 渡 書	引 渡 の と き	1	32 条
調査職員	請 求 書	引 渡 の と き	1	33 条

(2) 契約書に基づいて必要に応じて提出する書類

提出先	名 称	提出期日	部数	条 項
建設管理課	照 査 技 術 者 通 知 書	設計図書で定められている 場合、契約後遅滞なく	1	11 条
建設管理課	管理(照査)技術者変更通知書	変 更 の 都 度	1	10 条・11 条
調査職員	貸 与 品 借 用 書	貸 与 時	1	16 条
調査職員	貸 与 品 返 還 書	返 還 時	1	16 条
調査職員	履行期間の変更請求書	変更を必要とするとき	1	23 条
調査職員	部 分 使 用 同 意 書	発注者が部分使用を請求したとき	1	34 条
調査職員	指定部分に係る（又は、引渡 部分に係る）業務完了報告書	設計図書に定められた期日	1	38 条

(3) 仕様書に基づいて必ず提出する書類

提出先	名 称	提出期日	部数	条 項
調査職員	業 務 計 画 書	契 約 締 結 後 14 日 以 内	1	1112 条
調査職員	業 務 打 合 簿	そ の 都 度	1	(契)2 条 (仕)1110 条他

(4) 仕様書に基づいて必要に応じて提出する書類

提出先	名 称	提出期日	部数	条 項
調査職員	担 当 技 術 者 届	担当技術者を定めた場合	1	1109 条
調査職員	担 当 技 術 者 変 更 届	そ の 都 度	1	1109 条
調査職員	照 査 報 告 書	業 務 完 了 後	1	1108 条
調査職員	身 分 証 明 書 交 付 願	必 要 な 時	1	1116 条
調査職員	事 故 報 告 書	事 故 が 発 生 し た と き	1	1132 条
調査職員	新 技 術 活 用 計 画	NETIS 登録技術の活用を希望するとき	1	1139 条
調査職員	活 用 効 果 調 査 票	業 務 完 了 後	1	1139 条
調査職員	生 産 性 向 上 提 案 書	後段階の設計において 一層の生産性向上の検討の 余地が残されている場合	1	1209 条

（別紙）業務内容

1. 検討の目的

過年度に実施した検討の結果、岩木川水系加藤川における浸水被害対策として、既存の「加藤川防災調節池」の放流施設改良が有効であることが分かった。

本業務は、外水被害を引き起こす可能性がある他の降雨に対し、放流施設の形状について検討するとともに、実用的かつ安全性・経済性・施工性に優れた放流施設を設計し、初動体制構築のための判断基準を検討することを目的とする。

2. 業務内容

2.1 計画準備

業務の目的・趣旨を把握した上で、特記仕様書に示す業務内容の確認を行い、業務実施にあたっての技術的方針及び作業スケジュールを検討し、業務計画書を作成する。

2.2 資料収集整理

加藤川の治水に関するこれまでの検討成果や過去の洪水時の水文資料など、必要な資料や情報を収集・整理する。

2.3 現地調査

上記 2.2 で得た情報を補足するため、現地調査を行う。

2.4 施設検討及び留意事項整理

2.4.1 流出・氾濫解析による施設検討

実績降雨の河道水位及び浸水状況を良好に再現可能な分布型の流出・氾濫解析モデルを用いて、外水被害を引き起こす可能性がある実績降雨及び計画降雨（4 ケース程度）に対し、過年度に実施した検討の結果を踏まえた上で、放流施設を検討する。

2.4.2 留意事項整理

上記 2.4.1 の結果を踏まえ、放流施設の改良設計に向けて、平常時等において配慮すべき水理的な留意事項を整理する。

2.5 放流施設の改良

2.5.1 基本事項の整理

既設ボックス開口部にオリフィス機能並びに超過洪水対応の機能を付属させるために、最適と評価できる構造形式を比較検討の上で決定するとともに、決定されたタイプの構造諸元等を設定する。

また、選定された構造形式について既設構造物との取付検討を併せて行う。

2.5.2 設計計算

設計条件、荷重条件、自然・地盤条件等の必要項目を設定し、2.5.1 で整理した基本事項の検討結果等に基づき、計画構造物及び付帯設備（ゲート・スクリーン）についての構造計算を行う。

2.5.3 施工計画

最新の設計条件等に基づき、最適な施工計画案を策定する。主な内容は下記の通りとする。

- ① 施工条件
- ② 施工方法
- ③ 土工計画
- ④ 工程計画
- ⑤ 動態観測の方法（計測が必要な場合）
- ⑥ 仮設計画
- ⑦ 環境保全対策
- ⑧ 安全対策

2.5.4 図面作成及び数量計算

① 図面作成

本設計において計画した構造物及び付帯設備について、工事発注に必要なとなる一般図、構造詳細図、配筋図、設備図等の設計図面を作成する。

② 数量計算

数量計算書は、詳細設計として作成した設計図を基に「土木工事数量算出要領（案）」に基づき数量を算出し、工種別に取りまとめる。

③ 照査

設計の主要な区切り並びに業務完了前の成果に対し照査を行い、品質を確保するものとする。

2.6 初動体制構築のための判断基準検討

加藤川では、降雨による流量増加で河道の流下能力を超過すること、平川の水位上昇による排水樋門の閉鎖で排水が不可能となること等が要因となり、浸水被害が発生する可能性がある。

これらの浸水被害を防止・軽減することを目的として、過年度検討洪水に対し上記2.5の施設形状を反映したシミュレーションを実施し、上記2.4.1の検討結果や、シミュレーション結果をもとに、初動体制構築のための判断基準について検討する。

なお、初動体制構築に係るリードタイムについては発注者から指示する。

2.7 報告書作成

本業務の検討経緯・結果等の成果をとりまとめた、報告書を作成する。

- ① 報告書 1部（ドッチファイル綴り）
- ② 概要書 1部
- ③ 電子成果 1部（CD-R）

2.8 打合せ協議

上記検討結果について、照査を行う打合せ協議は着手時・中間打合せ・成果品納入時の3回以上を原則とするが、業務遂行中に疑義が生じた場合には適宜行うものとする。

なお、業務着手時及び業務完了時には、原則として監理技術者及び照査技術者が立ち会うものとする。